事業者説明資料２（修正版）

注）P2、P3 の朱書きは会議当日に訂正した部分。

富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業

環境影響評価書（公開部）

令和８年 11 月 18 日　環境影響評価等技術審議会

富士・東部広域環境事務組合

目　　次

【資料 2-1】風景・景観に関する修正について..... 1
【資料 2-2】植物・動物・生態系に関する修正について..... 4
【資料 2-3】地盤沈下が起きないと判断する根拠について..... 8
【資料 2-4】造成土量等に関する修正について..... 18
【資料 2-5】創出する湿地の水深の管理について..... 20

【資料 2-1】風景・景観に関する修正について

（事業者説明資料１ 評価書に係る意見整理表　No.3、No.4 関連）

１．景観配慮の方策例の追加（事業者説明資料１　No.3、No.4 関係）

評価書に示す計画施設で採用が可能と考えられる景観配慮の方策の例に記述を追加し、工事施工業者が設計にあたり配慮すべき事項を増やします。

修正内容を表 2-1-1 に示します。

表 2-1-1　計画施設で採用が可能と考えられる景観配慮の方策の例

（評価書 1061 ページ　表 8.3.1-14　下線部を加筆）

項目	景観配慮の手法	説明
配置計画	敷地境界からのセットバック	敷地境界からできるだけ離すことにより、違和感を抑える（煙突、建屋）。
形状	施設高さの抑制	施設の高さをできるだけ低くする。
	形状の分節・曲線化	大きな壁面に凹凸やスリット、素材の変化をつけることにより単調さと圧迫感を和らげる。
	傾斜屋根の採用	圧迫感を抑えて周囲との調和を図る。
	階層的な配置	上層階のセットバック等により、圧迫感を抑える。
	ごみ処理のイメージを感じさせないデザイン	一見してごみ処理施設とは感じさせないデザインとする。
意匠	室外設備の目立たない位置への配置	屋上設備などを外部から見えにくくする、外部の配管は建築物と一体化させて見えにくくする。
	反射光のある素材の最小化	反射等で目立つことを避ける
	変化にとんだ意匠・形態	単調さを排して大きな壁面の強い印象を緩和する。
素材	外観部に木材、土等の自然素材を用いる	木材や土等をイメージさせる素材を用いて違和感を低減する。
色彩	分割塗装、グラデーション	上層に向かって明るい色にする等の分割塗装により、空の明るさに溶け込みやすくする。
	山林や空、市街地の景観になじむ色彩の採用	周辺の自然的景観等になじみやすい色彩として違和感を低減する。 色彩の選択に当たっては、背景となる山林の季節変化も考慮し、年間を通じた周辺の景観との調和に配慮する。
	低彩度の色彩	周囲の自然や既存の街並みを阻害しない、落ち着いたトーンの色にする。
	明度の調整	
緑化	周囲の緑化	周囲を緑化し、壁面が見える範囲を減らす。
	屋上・壁面の緑化	人工物の強い印象を和らげる。
その他	車窓からの見え方に対する配慮	中央自動車道下り線で富士山方面へ向かう車窓からは、計画施設が大きく視界に入る区間があるため、車窓からの計画施設の見え方には特に留意し、上記の手法を組み合わせて違和感を和らげるよう工夫する。

２．フォトモンタージュの修正（事業者説明資料 No.4 関係）

合成する建物に当たる光を、できる限り背景との違和感が小さくなるように修正します。

修正例として、写真 2-1-1(1)～(2)に修正前後のフォトモンタージュを示します。他のフォトモンタージュも必要に応じて修正し、補正評価書に示します。



既存施設撤去前　展葉期 煙突高さ 59m



既存施設撤去後　展葉期 煙突高さ 59m

写真 2-1-1(1)　既存施設撤去後の景観の違い（景観 No.5-③、別棟（第 2 案））

（評価書 1045 ページ　写真 8.3.1-15(10)　~~光の方向~~屋根の反射光修正前）



既存施設撤去前　展葉期 煙突高さ 59m



既存施設撤去後　展葉期 煙突高さ 59m

写真 2-1-1(2)　既存施設撤去後の景観の違い（景観 No.5-③、別棟（第 2 案））

（評価書 1045 ページ　写真 8.3.1-15(10)　~~光の方向~~屋根の反射光修正後）

【資料 2-2】植物・動物・生態系に関する修正について

（事業者説明資料１ 評価書に係る意見整理表 No.7、No.8、No.9、No.10、No.12 関連）

１．構造物及び舗装等の存在に伴う気温上昇等の影響について（事業者説明資料１ No.7、No.8 関係）

評価書の記述を見直し、対象事業実施区域の建物の建設や舗装等による微気象の変化が周辺の生物に及ぼす影響について、記述を追加して補正評価書に記載します。

入札公告で公表した要求水準書において記載のない緑化の詳細な内容や配置について、現段階で具体的な指定をすることはできませんが、要求水準書に記載のある緑化に関する要求事項を整理し、期待されるその効果についても補正評価書に記載します。

本文の修正内容を表 2-2-1 に示します。

表 2-2-1　気温上昇等の影響に関する修正

（評価書 761 ページ　⑤予測結果　（ア）　ア）構造及び舗装等の存在　下線部を加筆・修正）

修正前	土地利用の変化により、対象事業実施区域からの蒸発散量の減少や、施設に近接した場所での気温の上昇などの微気象の変化が起こると考えられるが、個別の影響については知見に乏しく予測が困難である。また、対象事業実施区域内は造成工事により現存の植生の多くが失われること、施設建設後には周囲に緑地を配置し、蒸発散量の減少や周辺植生等への影響の緩和が図られることから、予測では取り上げないこととした。
修正後	土地利用の変化により、対象事業実施区域からの蒸発散量の減少や、施設に近接した場所での気温の上昇などの微気象の変化が起こると考えられ、微気象の変化は植物の高温障害やそれに伴う動物の生息環境の悪化などの影響を引き起こす可能性があるが、個別の影響については知見に乏しく予測が困難である。対象事業実施区域内の現存植生の多くは造成工事により一旦は失われるが、対象事業実施区域内に設ける湿地環境の整備や、要求水準書に示されている以下の緑化等を行うことにより、蒸発散量の減少や周辺植生等への影響が緩和されると考えられることから、微気象の変化の影響は予測では取り上げないこととした。 緑地面積については、山梨県環境緑化条例上は緑地面積を敷地面積の 20%以上とする必要があるが、要求水準書ではそれを上回る「緑化率 25%以上」を要求しており、このように緑化面積を基準より多くすることが、蒸発散量の減少や周辺植生等への影響の緩和に資するものと考えられる。 また、施設の設計に際しては、景観への配慮の一環として、建物壁面が見える範囲を減らすような緑化や、屋上・壁面の緑化等について建設事業者が検討することとなる。これらの緑化も、蒸発散量の減少や周辺植生等への影響を緩和する効果があると考えられるため、組合は建設事業者との設計に係る協議にあたり、これらの緑化について十分検討することを建設事業者に求める。ただし、屋上・壁面の緑化は建物が傷みやすく、維持管理の負担が大きいことや、景観配慮上も必ずしもプラス面ばかりではないことから、組合としては敷地内の空地にできるだけ郷土種を植栽することを中心に検討することを想定している。 ・敷地全体として、緑化率 25%以上を確保する（要求水準書 p6） ・敷地内の空地は極力緑化に努める（要求水準書 p203） ・高木・中木の植栽、芝張り等により良好な環境の維持に努める（要求水準書 p203） ・植栽は、極力郷土種を用いる（要求水準書 p203） ・必要に応じて植栽への散水設備等を設ける（要求水準書 p203） ・農地等の周辺土地利用に配慮した樹種の選定を行う（要求水準書 p203） ・敷地内の植栽（桂川沿岸の残置森林を含む）等を適正に維持管理する（要求水準書 p235） ・環境影響評価書に基づき整備された生息・生育環境について、その機能を維持するために必要な草刈りその他の維持管理を実施する（要求水準書 p235） ・管理内容については、組合が実施する事後調査結果及び組合の指示を踏まえ、適切に対応するものとする（要求水準書 p235）

２．事後調査の実施期間について（事業者説明資料１　No.9 関係）

安易に「実行可能な対応措置がないと判断」することがないよう、評価書の「表 9.2-2　陸上植物、陸上動物、水生生物の事後調査の実施期間」の「事後調査の期間」欄の記述を表 2-2-2 のとおり改めます。

表 2-2-2　事後調査の期間に関する修正

（評価書 1174 ページ　表 9.2-2 より抜粋　下線部を加筆・修正）

修正前	環境保全措置の完了後の適期から、成功基準がすべて達成されたことが確認できるまでの期間（原則毎年） または調査結果等に基づいた検討により、実行可能な対応措置がないと判断されるまでの期間
修正後	環境保全措置の完了後の適期から、成功基準がすべて達成されたことが確認できるまでの期間（原則毎年） または調査結果等に基づいた検討により、実行可能な対応措置がないと判断されるまでの期間 （備考） 創出した生育・生息環境の状況及び保全すべき生物の生育・生息状況については、定期的に観察し、取組みの成否にかかわらず、試行錯誤の経過を含む記録を中間報告書及び完了報告書に記載する。 創出環境における取組みが奏功せず、保全対象種が定着していない状況で事後調査を終了しようとする場合には、有識者等の意見を聴いた上で、実行可能な対応措置がないと判断した経緯について、県に報告することとする。

３．動物のコリドーの設置について（事業者説明資料１　No.10 関係）

カヤネズミ、モリアオガエル、モートンイトトンボなどの保全対象種等について、文献や先行事例等の情報を収集、整理中です。

これらの保全対象種等のコリドーを設置する場所は、現地の状況を踏まえると、中央自動車道の高架下に限られると考えます（表 2-2-3 参照）。

収集した文献や先行事例等の情報を吟味した上で、コリドーを設置しない判断の妥当性を改めて検討し、補正評価書に示します。

表 2-2-3　コリドーの整備場所の検討

保全対象種	移動形態	コリドーの条件	検討
カヤネズミ	地上を歩行	地上を歩行して移動できる（しやすい）経路の確保	高架下の空間（桂川沿いの樹林、草地を含む）が移動経路となり得ると考えられる。
モリアオガエル	地上、樹上を歩行	地上及び樹上を歩行して移動できる（しやすい）経路の確保	
モートンイトトンボ コオイムシ コガムシ シマゲンゴロウ	成虫は飛翔	成虫が飛翔できる（しやすい）飛翔空間の確保	中央自動車道の上空と高架下の空間（桂川沿いの樹林、草地を含む）が移動経路となり得る。 中央自動車道の上空については対策不要、または対策不可能と考えられる。
	幼虫は水中を遊泳	幼虫が遊泳して移動できる、または流下できる水域の確保	中央自動車道で分断されているため、現状では創出環境（湿地）と周辺の生息場所とをつなぐ水路等がない。また、農業用水路からの再取水は困難。

４．湿地の存続の検討について（事業者説明資料１　No.12 関係）

湿地の植物の生育条件の確保という観点からは、評価書の資料編（資料 268、資料 274、資料 279）に示すように、大森威宏氏への聞き取りを実施済みですが、現時点で、現状の湿地をどうすれば残せるかという観点からの専門家への聞き取りは実施していません。湿地の存続には、町道の道路線形の変更及び施工時期の変更が必須となるため、道路設計の自由度や施工時期を遅らせる方法についての検討が必要となります。

前回の審議会（10 月 20 日開催）の事業者説明資料 2【資料 2-2】２．に示した町道の道路線形の図は予備設計段階のものであり、現段階としては妥当なものではありますが、確定ではありません。道路の実施設計は、計画施設の工事施工事業者が、造成や施設建設の設計と併せて行うこととなります。道路の実施設計は、造成地盤面の標高や施設配置も考慮して行うこととなるため、道路の実施設計の段階で湿地の存続に関する工夫の余地があると考えます。

このため、本組合としての湿地の存続についての考え方を明確化した上で、工事施工業者との協議の中で湿地存続のために取り得る手法等を検討し、可能な限り実現を目指すことを補正評価書に記載します。また、工事施工業者との協議の中で行った湿地の存続についての検討内容と結果、実際に行った対応について整理し、中間報告書に記載します。

【資料 2-3】地盤沈下が起きないと判断する根拠について

（事業者説明資料１　評価書に係る意見整理表　No.18、No.20 関連）

地盤沈下が起きないと判断する根拠の説明が、評価書では不足しておりました。資料を再整理して、評価書の記述を見直し、補正評価書に反映します。

１．対象事業実施区域及び周辺の地質の状況

（１）地形、地質の成り立ち

図 2-3-1 に重要な地形の分布を、図 2-3-2 に特異な地質の分布を示します。また図 2-3-3 に表層地質図を示します。

対象事業実施区域周辺は、富士山の度重なる噴火により、流れ下った溶岩流が冷えて固まった溶岩層が幾重にも重なっています。桧丸尾（ひのきまるび）溶岩流と剣丸尾（けんまるび）溶岩流、桂溶岩流がみられ、溶岩流が冷えて固まった末端崖が溶岩舞台群という形で観察されます。図 2-3-3 をみると、対象事業実施区域から南西側にかけては、表層地質が火山麓扇状地堆積岩（堆積物）となっており、溶岩流の上に溶岩礫等が堆積した状態となっていると読み取れます。

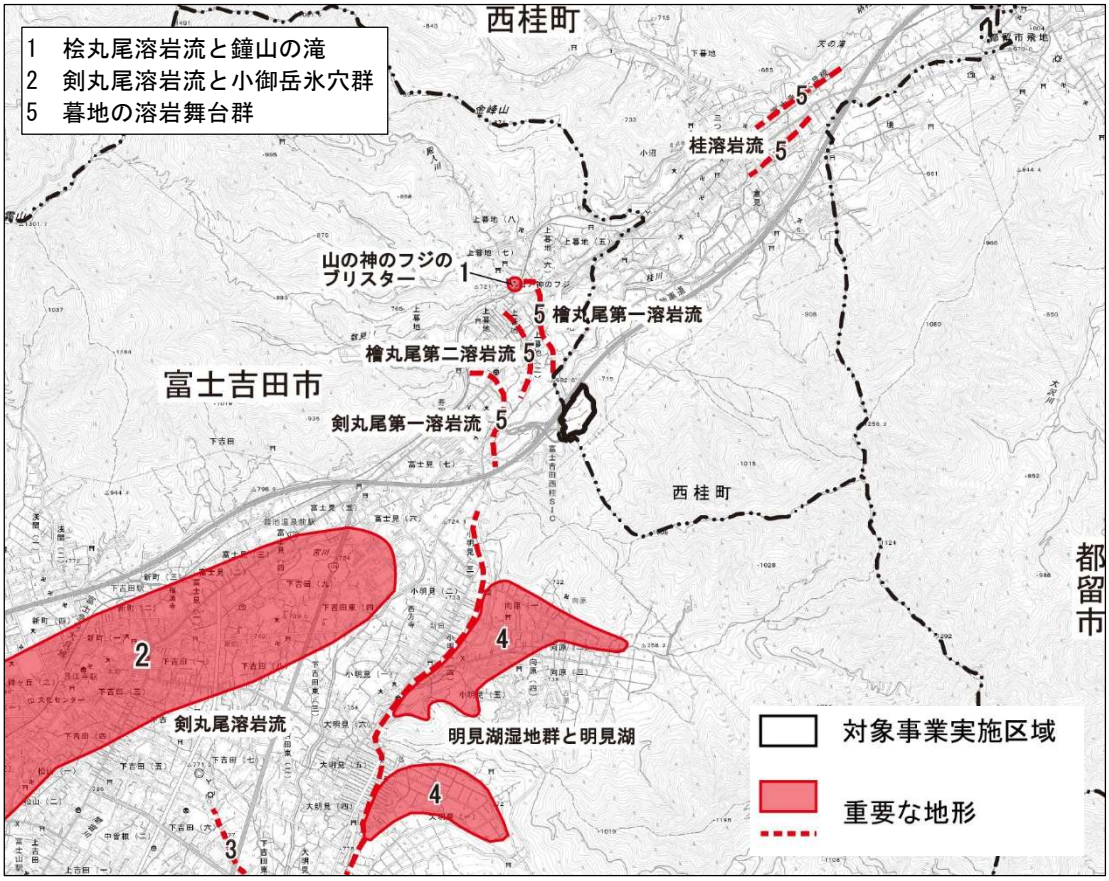

図 2-3-1　重要な地形の分布

（評価書 54 ページ　図 4.2-12）

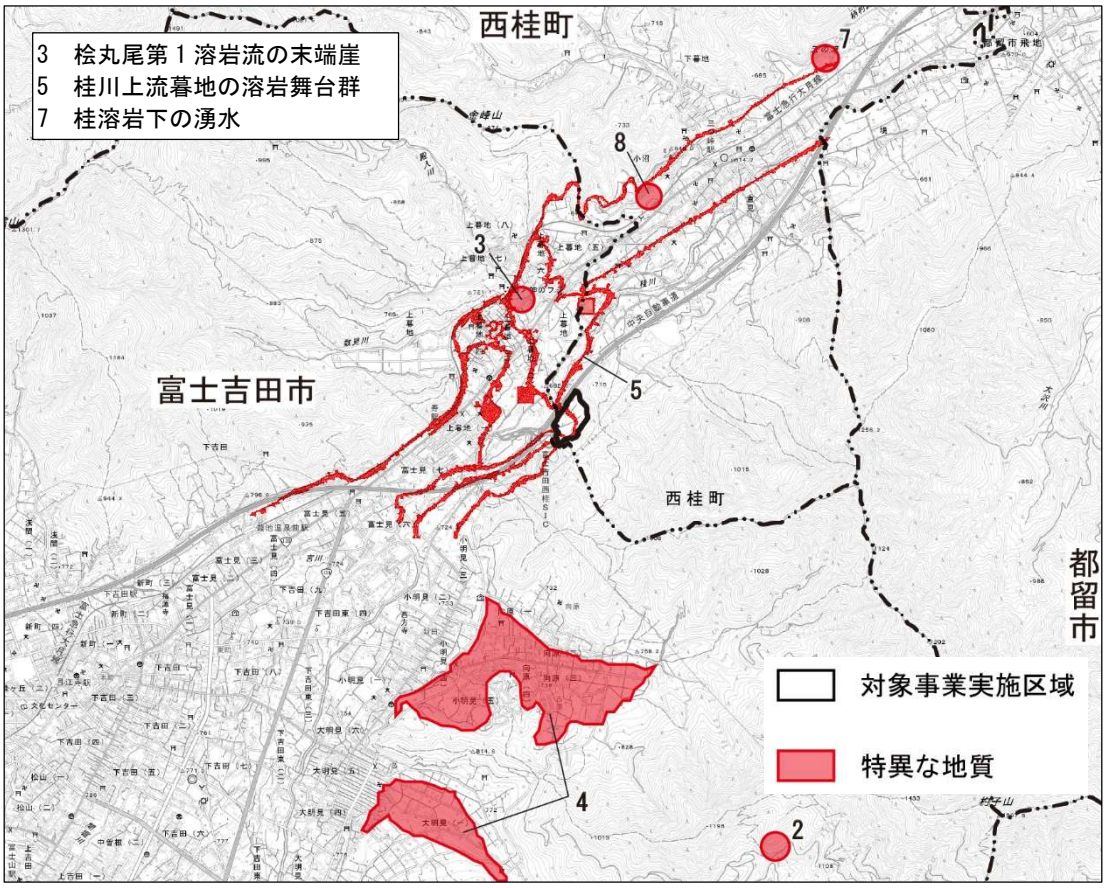

図 2-3-2　特異な地質の分布

（評価書 58 ページ　図 4.2-14）

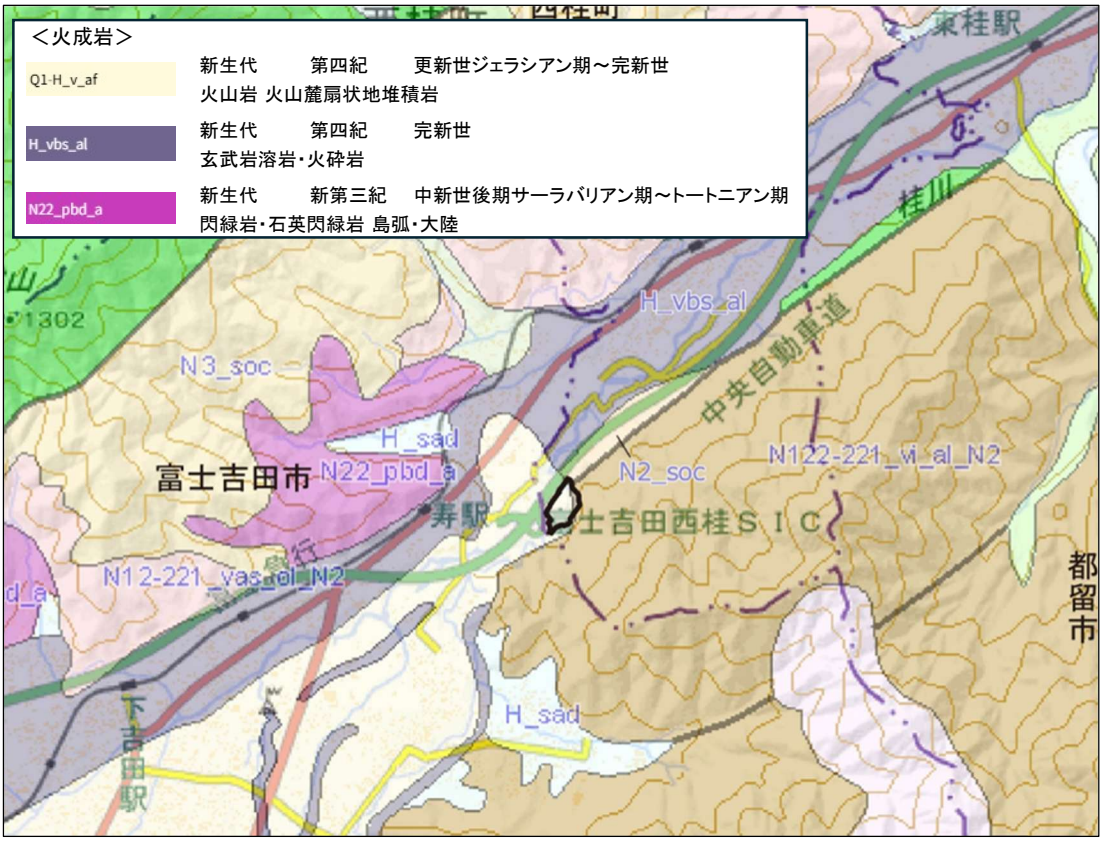

図 2-3-3　表層地質図

（評価書 56 ページ　図 4.2-13(1)～(2)）

（２）帯水層の推定

図 2-3-4 に対象事業実施区域内のボーリング調査位置図を、図 2-3-5(1)～(2)に対象事業実施区域の地質横断図を、図 2-3-6(1)～(2)に深井戸テストボーリング柱状図を示します。

図 2-3-5(1)～(2)をみると、対象事業実施区域内は、浅い場所に桧丸尾溶岩や忍野溶岩の層が存在しており、その上に砂質礫や表土がある状態であり、図 2-3-3 表層地質図とも一致しています。

対象事業実施区域では、図 2-3-6(1)～(2)をみると、桧丸尾溶岩や忍野溶岩の層の下には厚い砂礫層があり、そこが帯水層となっていると考えられます。また、地下水の自然水位が溶岩層より高いことから、溶岩層下部の地下水は被圧されていると考えられます。



図 2-3-4　ボーリング調査位置図

（評価書 646 ページ　図 8.1.7-3）

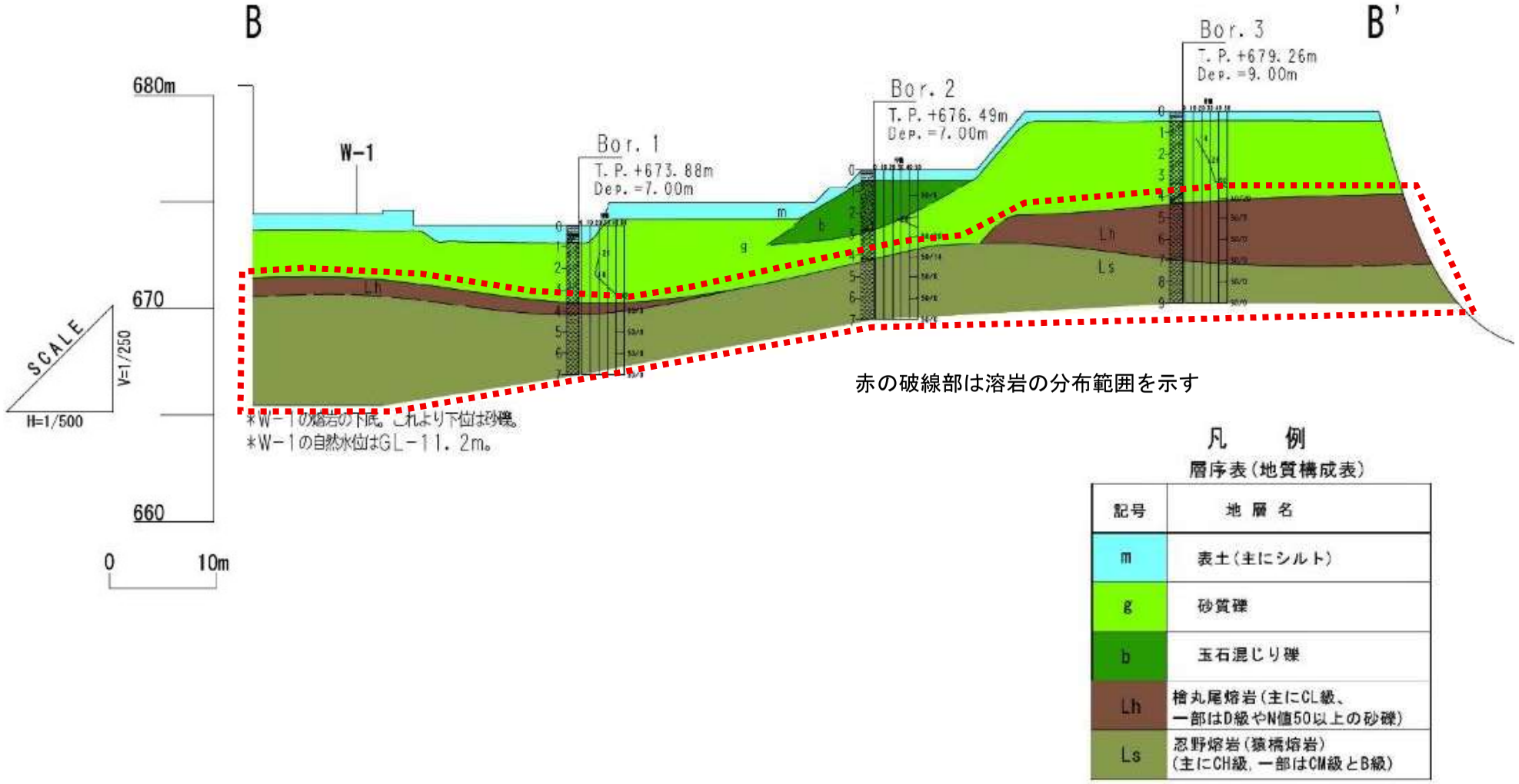

図 2-3-5(1)　地質横断図（B-B’）
（評価書 690 ページ、図 8.1.8-3(1)）

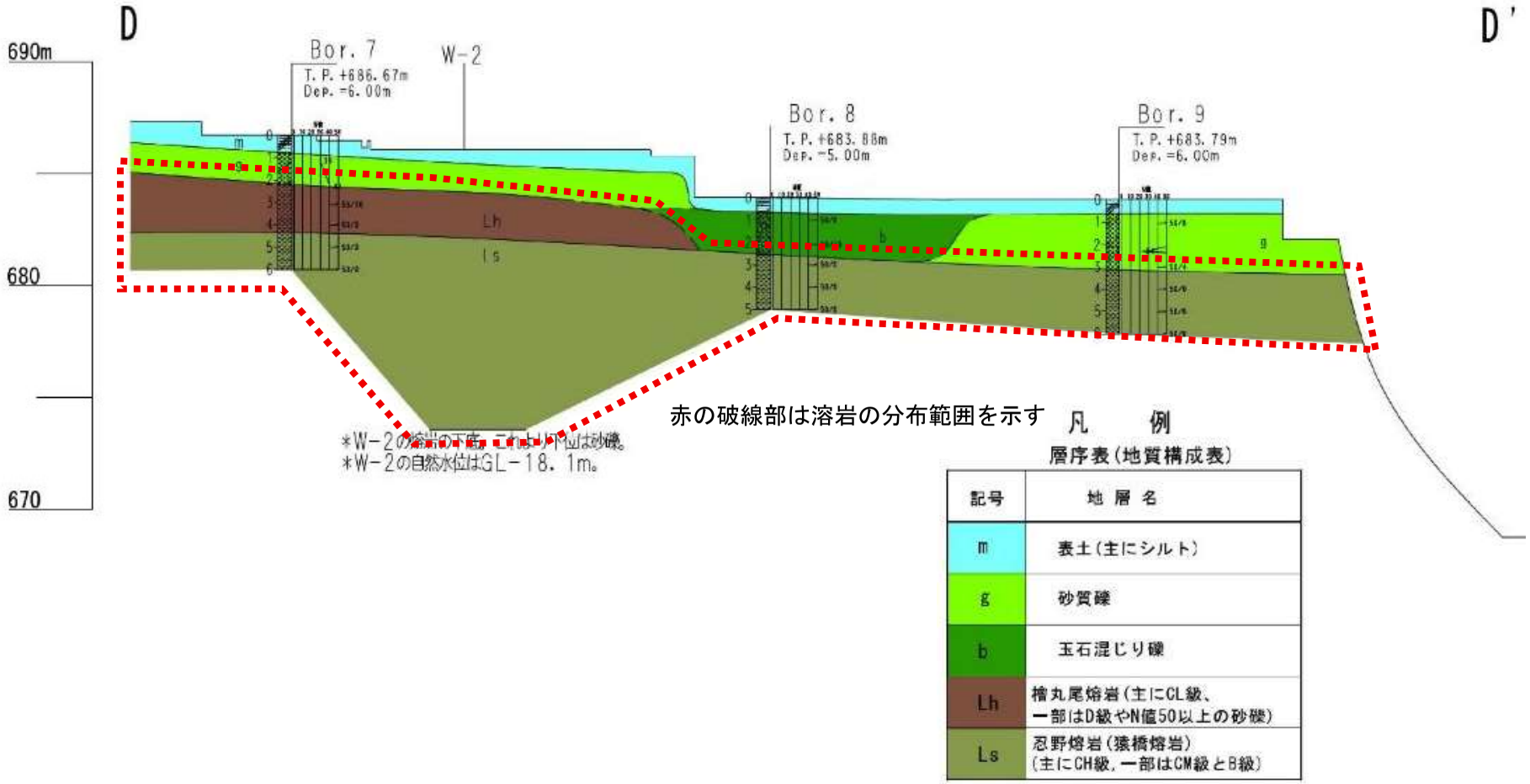

図 2-3-5(2)　地質横断図（D-D’）
(評価書 691 ページ、図 8.1.8-3(2))

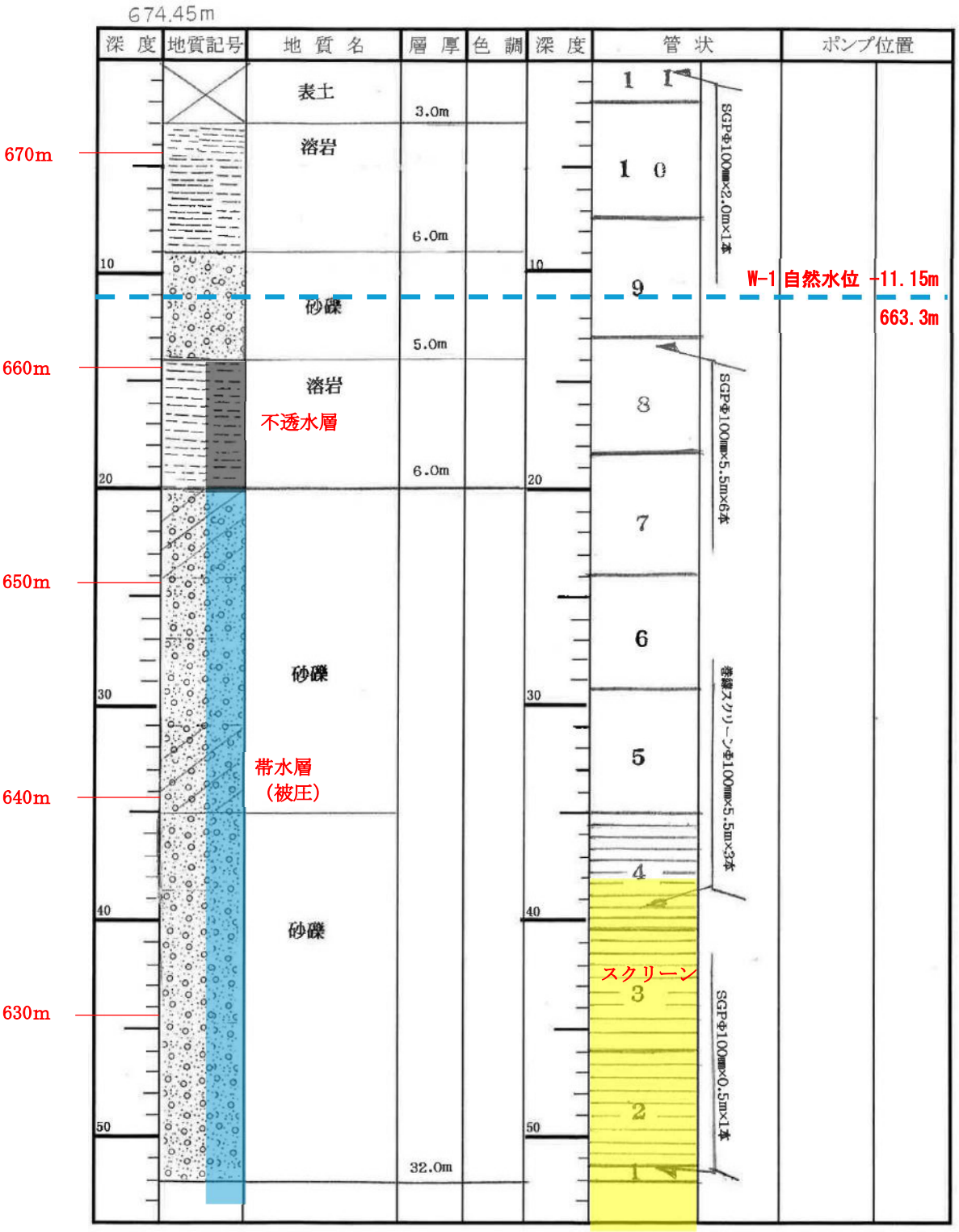

図 2-3-6(1)　深井戸テストボーリング柱状図（W-1）

（評価書 693 ページ　図 8.1.8-4(1)）

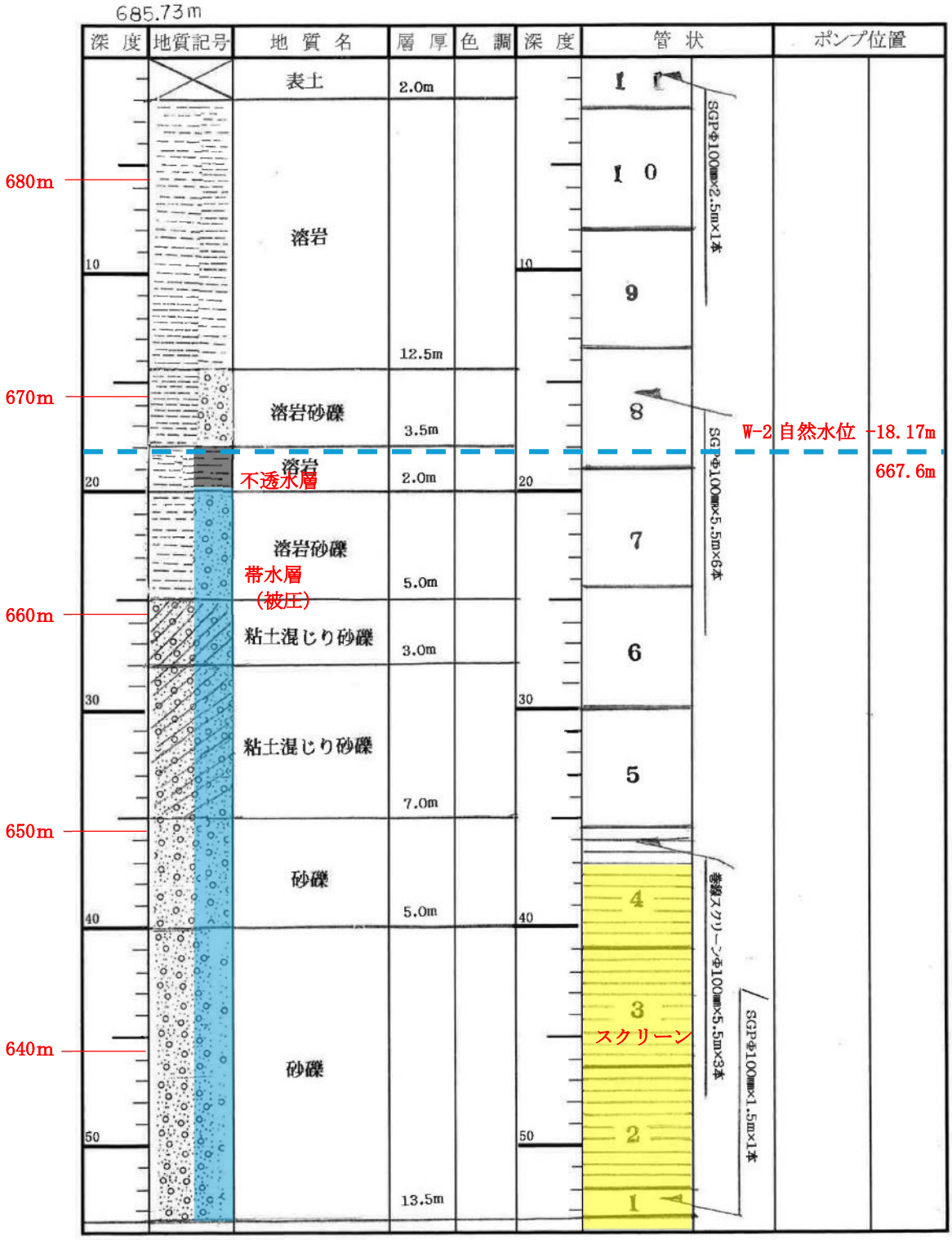

図 2-3-6(2)　深井戸テストボーリング柱状図（W-2）

（評価書 694 ページ　図 8.1.8-4(2)）

２．対象事業実施区域及び周辺の地下水の状況

図 2-3-7 に地下水位現地調査地点の位置を、図 2-3-8(1)～(3)にそれぞれの地下水位の調査結果を示します。

地下水 No.1 は対象事業実施区域内で行った深井戸テストボーリングを観測井にしたもの（W-1）であり、No.2 と No.3 は西桂町の簡易水道の水源井戸です。

地下水 No.1 では、揚水していないため地下水位は小幅な動きですが、地下水 No.2 では、最大 80m³/日以上、年間 15,200m³ の揚水が行われています。また、地下水 No.3 では、最大 130m³/日以上、年間約 4,200m³ の揚水が行われています。それにもかかわらず、地下水位は速やかに回復しており、低下していく傾向はみられません。

No.2 及び No.3 の水源用井戸の地下水の賦存量は不明ですが、地下水位の回復が速いことから、被圧状態にあり、一定の地下水供給能力を有すると考えられます。

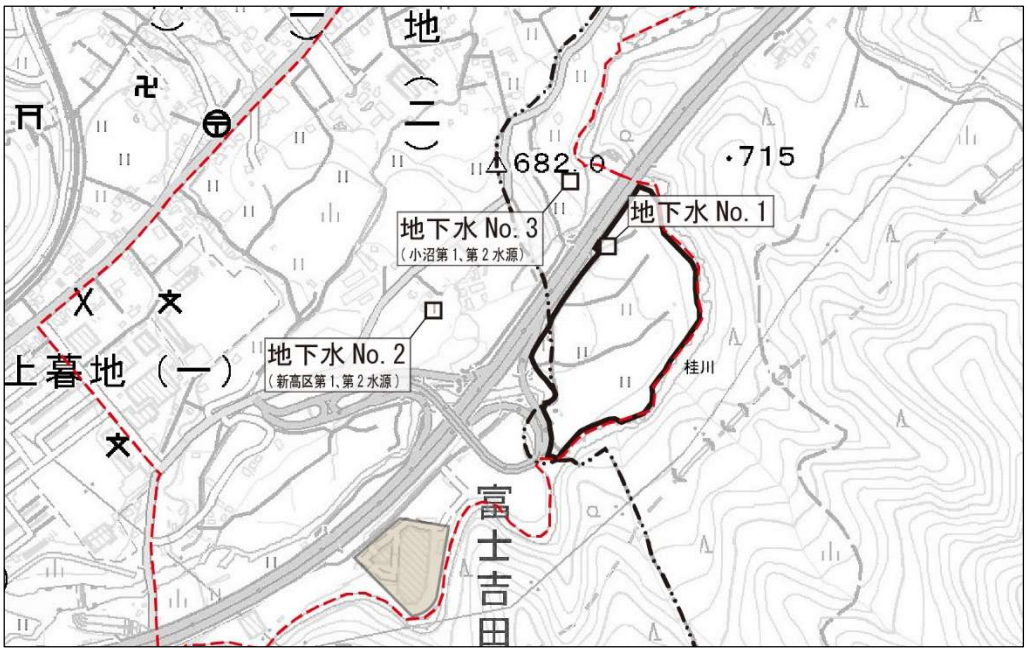

図 2-3-7　地下水位現地調査地点の位置（評価書 683 ページ　図 8.1.8-1）

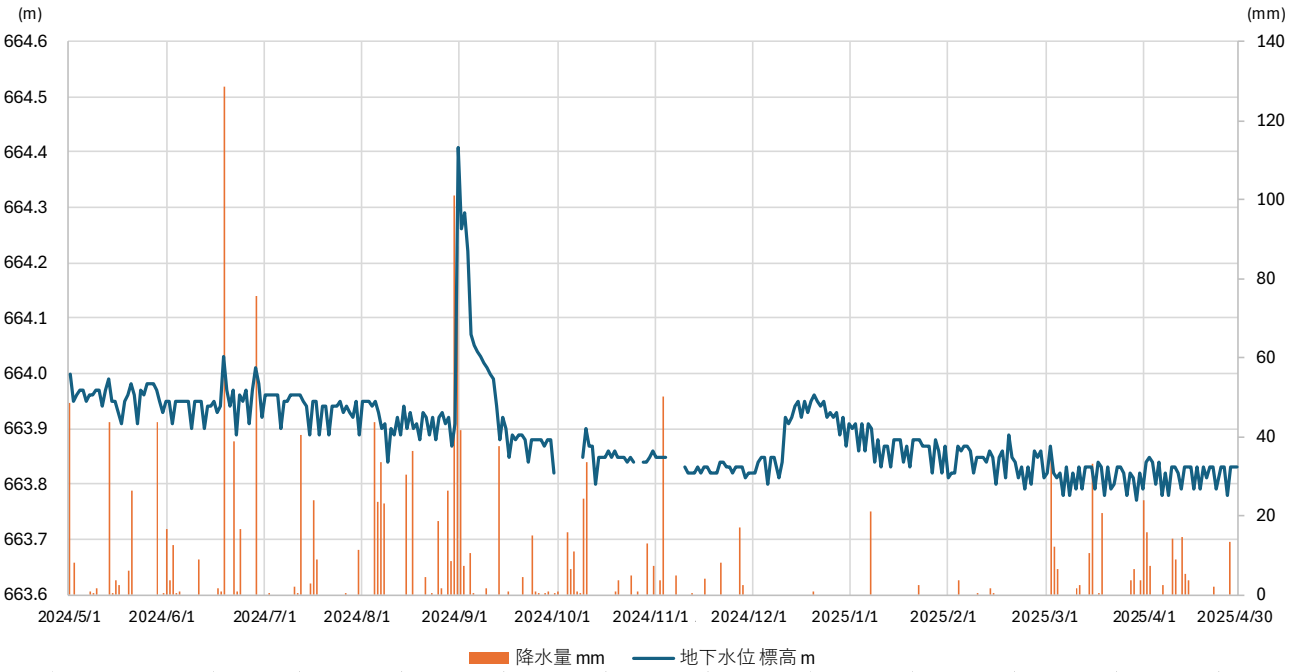

図 2-3-8(1)　地下水 No.1（深井戸テストボーリング W-1）の地下水位現地調査結果

（評価書 665 ページ　図 8.1.7-7(1)）

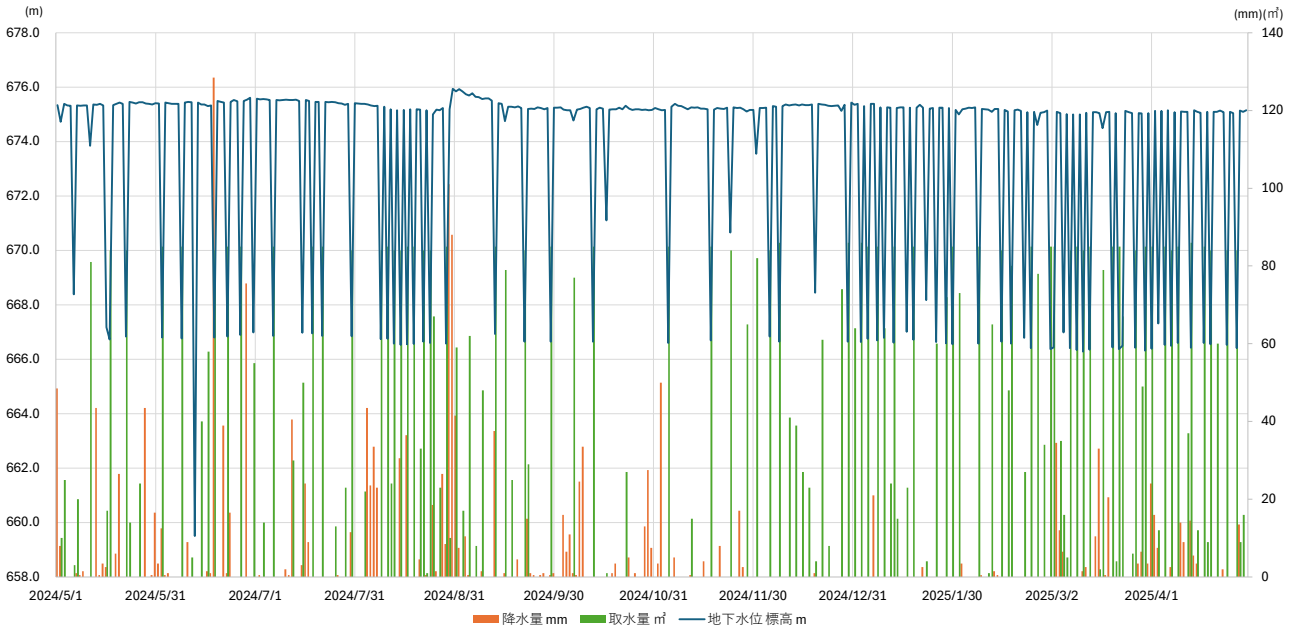

図 2-3-8(2)　地下水 No.2（新高区第 2 水源）の地下水位現地調査結果

（評価書 665 ページ　図 8.1.7-7(2)）

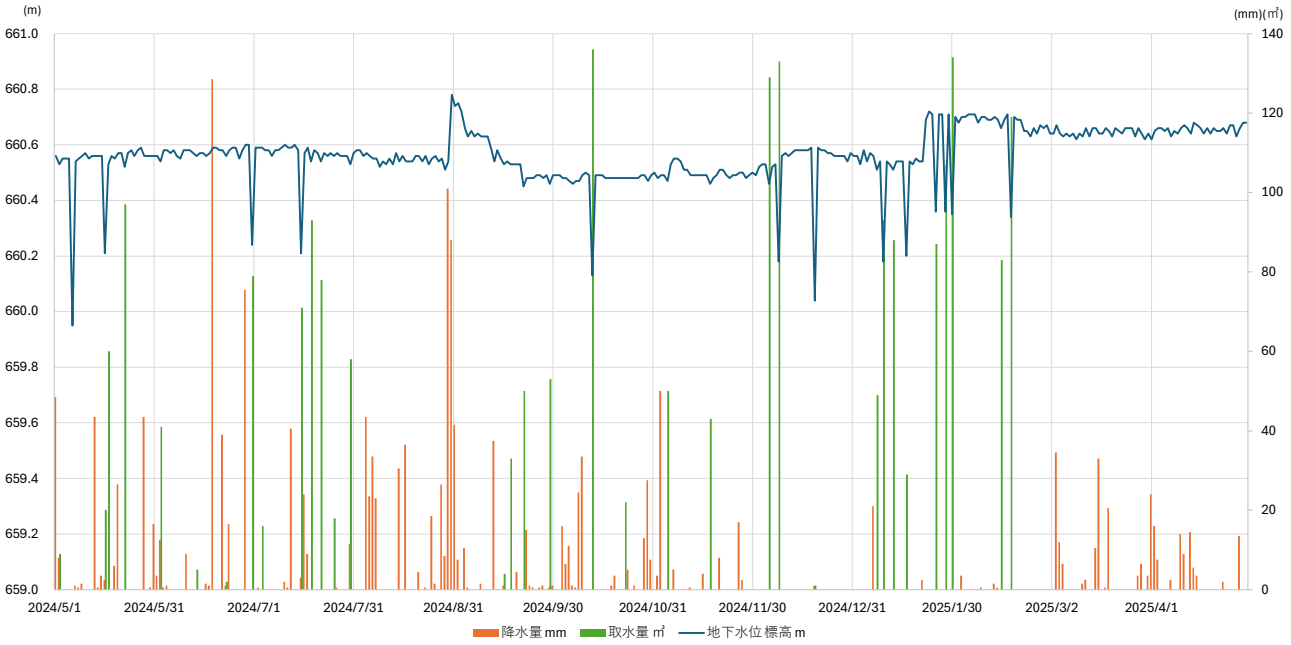

図 2-3-8(3)　地下水 No.3（小沼第 2 水源）の地下水位現地調査結果

（評価書 666 ページ　図 8.1.7-7(3)）

3．対象事業実施区域内の試験用井戸の調査結果

図 2-3-9 に対象事業実施区域内の地下水位現地調査地点 No.1(W-1)の揚水試験の結果を示します。

揚水量 Q＝432m^3/日（300L/min）の連続揚水を行いましたが、揚水終了後 60 分後で地下水位が自然水位まで回復しました。回復が早いため、実施した試験では揚水可能量が測定できませんでしたが、少なくとも 432m^3/日（300L/min）の揚水が可能と判断されました。このような地下水位の戻りが極めて早い傾向は地下水 No.2 や地下水 No.3 と同様であり、対象事業実施区域周辺の、桧丸尾溶岩及び忍野溶岩の下にある砂礫層の地下水の状況を表していると考えられます。

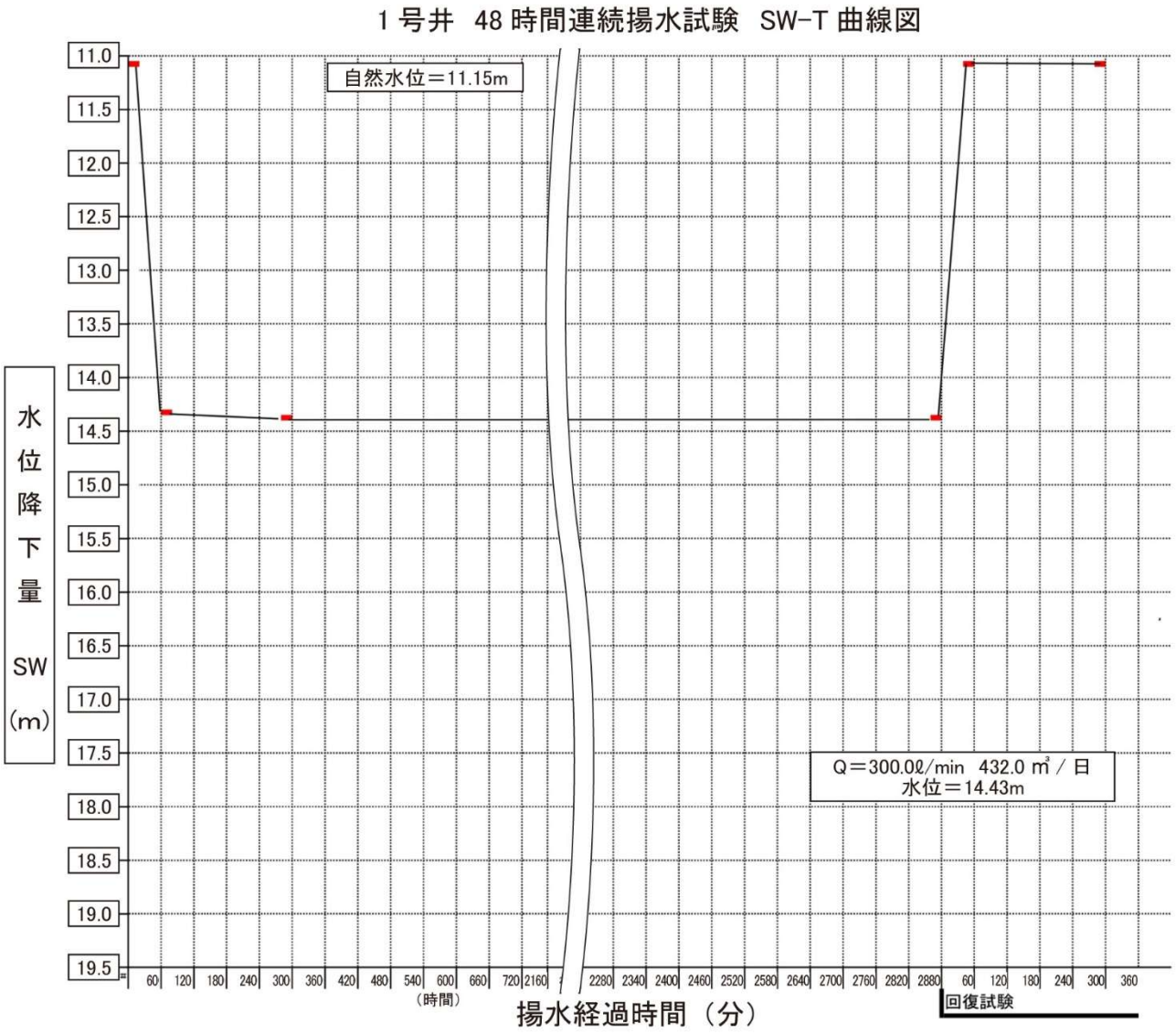

図 2-3-9　地下水 No.1（深井戸テストボーリング W-1）の連続揚水試験の結果

（評価書 661 ページ　図 8.1.7-6(1)）

４．地盤沈下が起きないと判断する理由

前記１．から３．までで説明したように、対象事業実施区域及び周辺の地下水は、富士山から流下した複数の溶岩流の下にある厚い砂礫層を帯水層とした被圧地下水であり、揚水試験の範囲では揚水可能量が算出できないほど地下水の供給能力が高いと状況でした。

周辺の水源用井戸の地下水の状況を踏まえると、対象事業実施区域周辺の地域でも、対象事業実施区域内と同様に地下水の賦存量が多いと考えられます。計画施設での地下水の取水量の想定は 200㎥/日程度と設定し、要求水準書では井戸の掘削深度は 50m 程度とし、溶岩の下の砂礫層の被圧地下水からの取水を指定しています。

帯水層の砂礫層に粘土が混じっている場合には、地下水位がその層を下回ることで圧密沈下が発生する可能性が高くなりますが、想定している 200㎥/日程度の取水では、地下水位の低下は一時的かつ狭い範囲のものにとどまると考えられ、地盤沈下にはつながらないものと考えます。

【資料 2-4】造成土量等に関する修正について

（事業者説明資料１　評価書に係る意見整理表　No.21 関連）

造成区分けの平面図に盛土、切土の範囲を重ねて示すこととします。例として、図 2-4-1 に造成パターン１の修正後の図を示します。パターン２、パターン３についても同様に修正し、補正評価書の資料編に記載します。

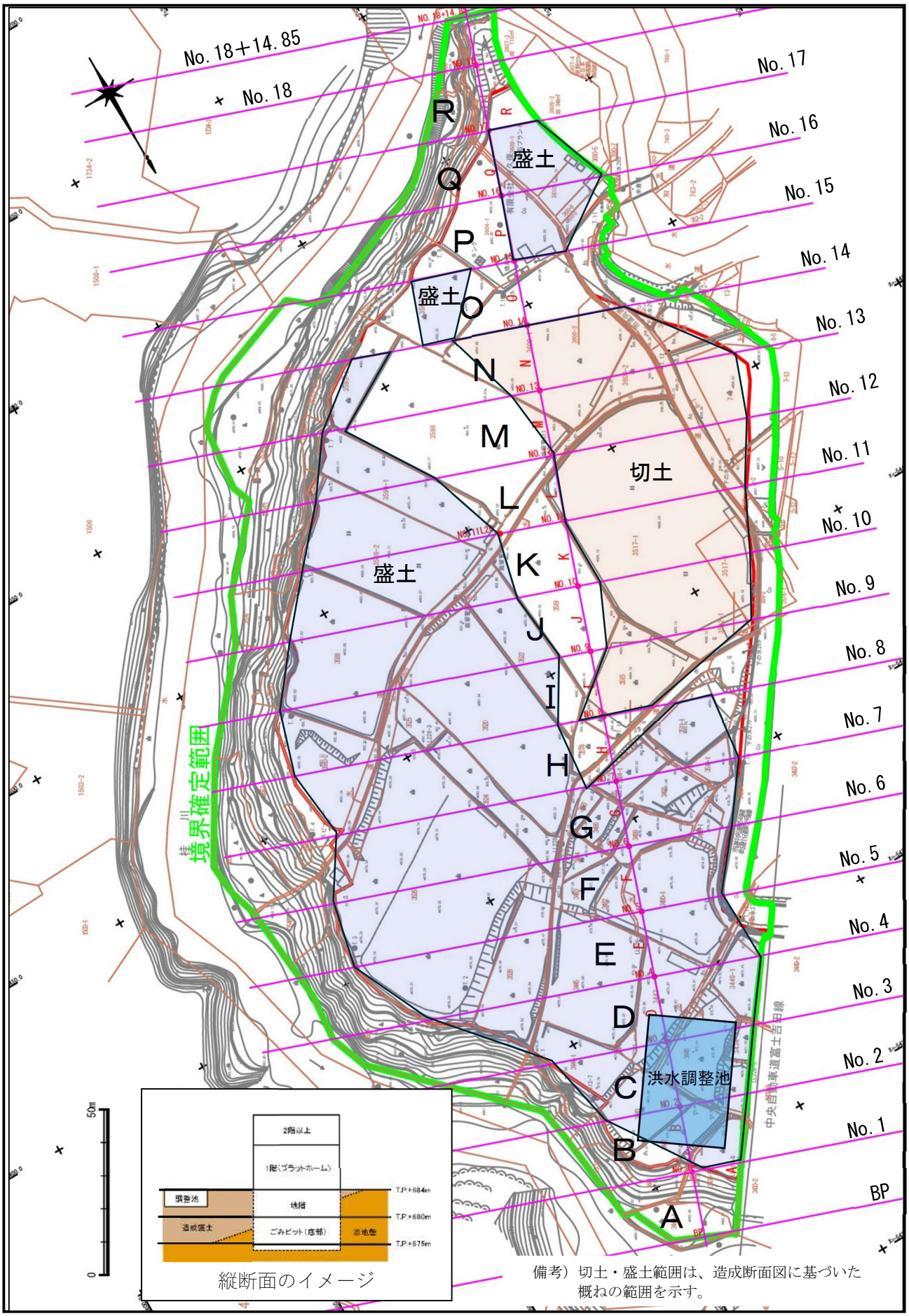

図 2-4-1　パターン１の造成区分け（全体を標高 684m に造成）

（資料編（公開版）資料 340 ページ　図 10.2-1　盛土・切土の範囲を加筆　）

【資料 2-5】創出する湿地の水深の管理について

（事業者説明資料１　評価書に係る意見整理表　No.36 関連）

夏季の水温の上昇により、創出する湿地環境の全域が水生生物の生息環境として適さなくなる懸念があるため、湿地の管理作業の中で、水深 30～50 ㎝程度の範囲を設ける旨を補正評価書に記載します。

また、例示する湿地環境の図（評価書図 8.2.1-11 及び図 8.2.1-13　775、777 ページ）についても水深の設定を見直し、補正評価書に掲載します。修正後の図 2-5-1 に湿地環境の形状の想定を、図 2-5-2 に創出する湿地環境のイメージを示します。

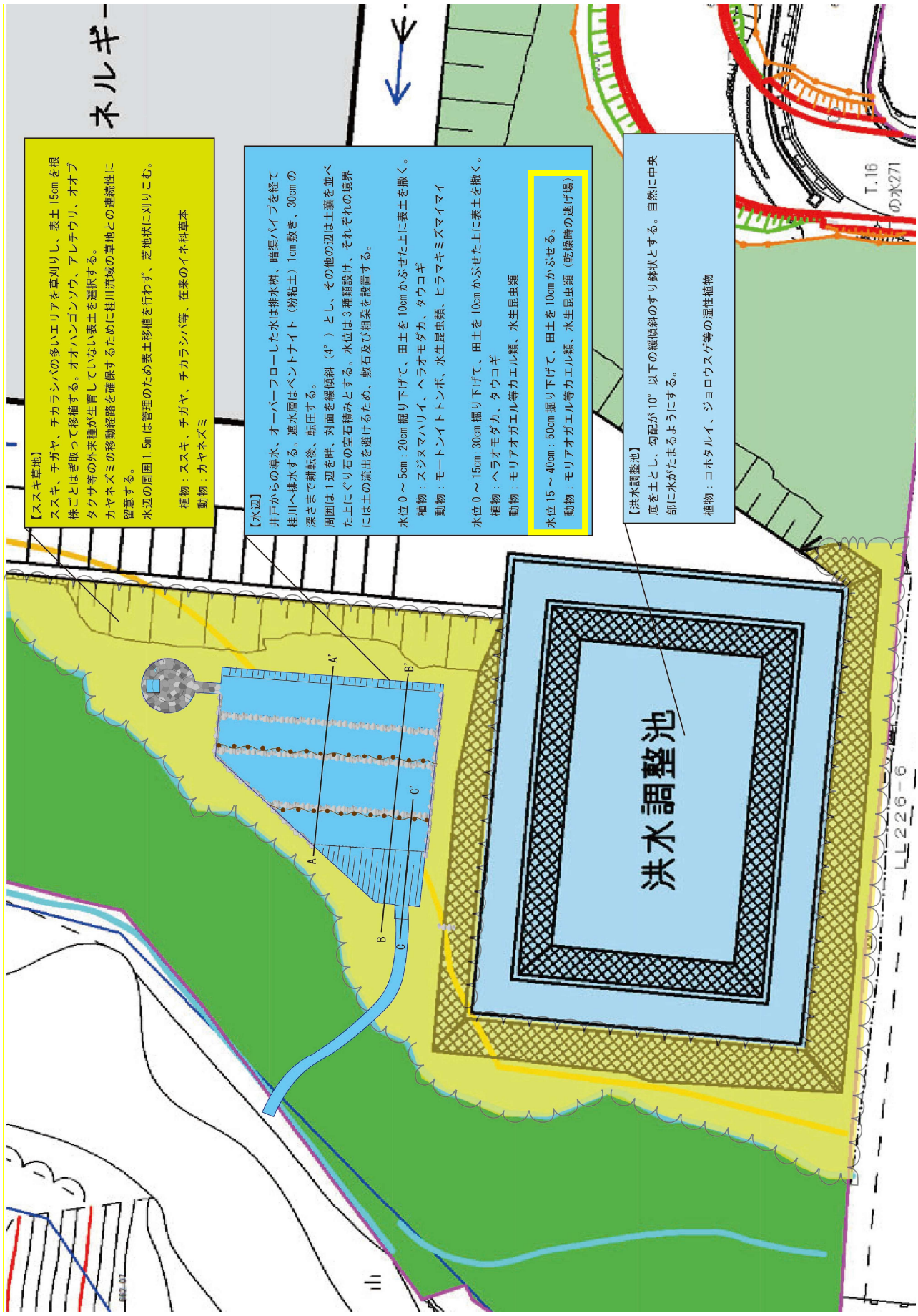

図 2-5-1　創出する湿地環境の配置の想定

（評価書 775 ページ　図 8.2.1-11 を修正）

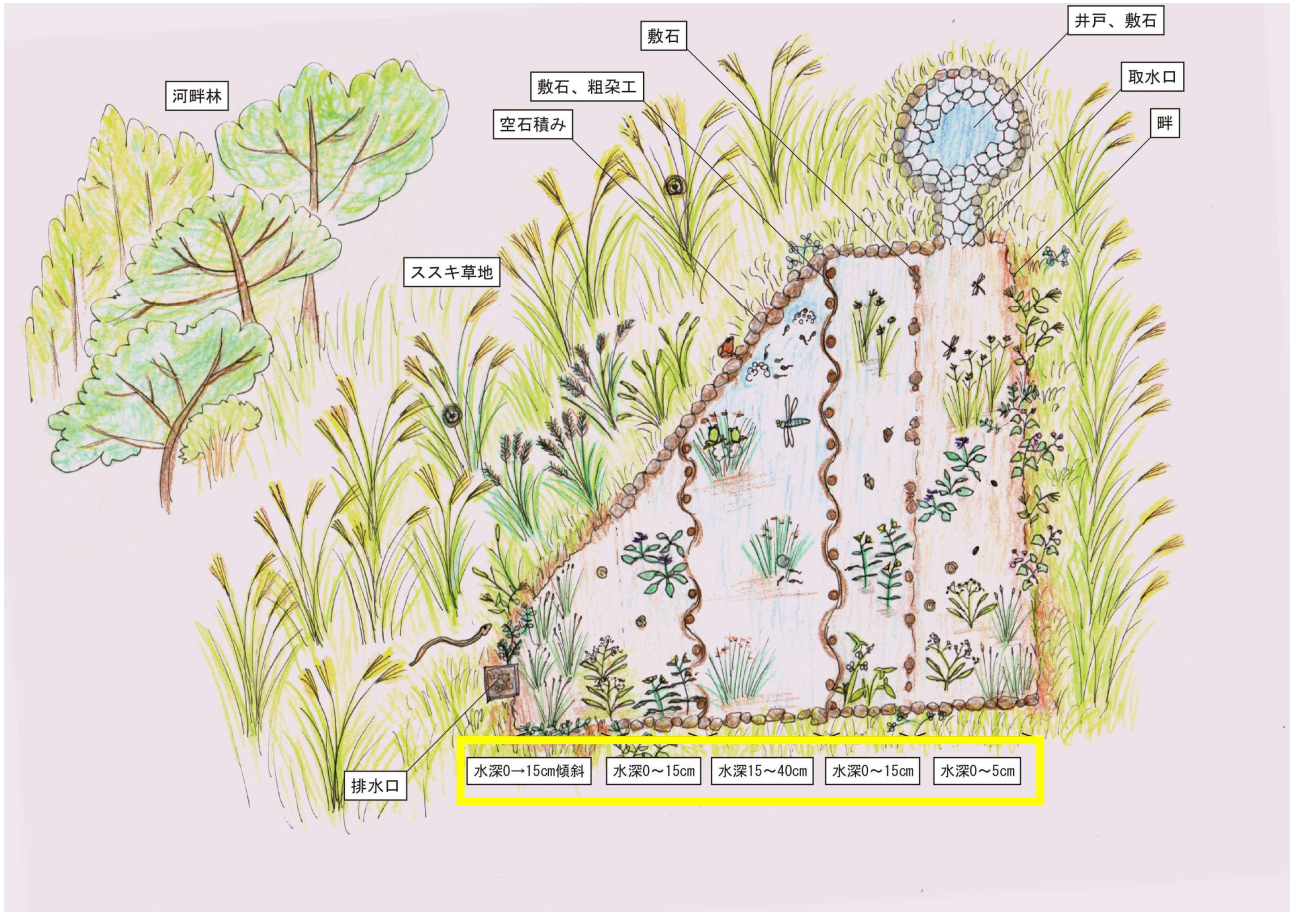

図 2-5-2　湿地環境のイメージ

（評価書 777 ページ　図 8.2.1-13 を修正）